

# 憲法に緊急事態条項 は必要か

弁護士（ながい こうじゅ）

永井  
幸寿 氏



1955年生まれ。兵庫県弁護士会。

元 日本弁護士連合会災害復興支援委員会委員長。関西学院大学災害復興制度研究所研究員。NPO法人災害看護支援機構監事。

著書として、『「災害救助法」徹底活用』（クリエイツかもがわ、2012年1月、共著）、『Q&A 震災と相続の法律相談』（商事法務、2012年3月、共著）、『憲法に緊急事態条項は必要か』（岩波ブックレット、2016年3月）、『よくわかる緊急事態条項Q&A』（明石書店、2016年5月）など。

参加  
無料

2017年2月25日 ⊕ 14:00 開場 / 14:30 開演

桜の馬場城彩苑 観光案内所 2階 多目的室

所在地：熊本市中央区二の丸1番1-3 / TEL：096-288-0808 (湧々座事務室)

■ 主催 熊本県弁護士会 (TEL：096-325-0913)  
■ 共催 九州弁護士会連合会